

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [杉本 清](#)

2023年2月3日、カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)施行規則の最終案がカリフォルニア州行政法制局に提出された。CPRAは2023年1月1日に施行済みであるが、企業がCPRA対応のプライバシーポリシーを作成等するためには、この施行規則の内容が固まるのを待つ必要があった。この最終案は、30営業日の承認プロセスを経て、無事承認されれば2023年4月には同規則が成立する見通しである。いよいよ、日系企業においても、プライバシーポリシーの作成・改訂を初めとする一連のCPRA対応を具体的に検討するタイミングになったといえるだろう。本稿では、施行規則の制定に関する最新状況と今後の見通し・実務対応について速報的に説明する。

## 1. CPRAの概要

カリフォルニア州では2018年にカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Act of 2018、以下「CCPA」)が成立し、多くの日系企業が対応を行った。その後、2020年11月3日になって、カリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act of 2020、以下「CPRA」)が成立し、2023年1月1日に施行済みである。**CPRAへの違反事例については、2023年7月1日より当局の執行が始まるため、遅くとも2023年の上半期中に対応を終えるタイムラインで臨むべきと考えられる。**CCPAの概要については[2019年7月29日付当事務所北米ニュースレター](#)を、CPRAの概要については[2020年11月20日付当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)を、それぞれ参照されたい。

## 2. 施行規則の制定状況

カリフォルニア州プライバシー保護局(California Privacy Protection Agency)は、CPRAの施行規則(以下「本規則」)の制定作業を進めている。本規則の制定に向けた主な動きは以下のとおりである。

2022年7月8日	パブリックコメントの募集やパブリックヒアリングを含む本規則の正式な策定プロセスの開始を宣言するとともに、本規則の初期的ドラフトを公開した。
2022年11月3日	本規則の修正案を公表した。この修正案は、45日間のパブリックコメント期間において寄せられたコメントに基づき、プライバシーポリシーの表示、オプトアウト権、センシティブ情報の取扱いの制限等に関して、従前の規則案を修正することを内容としている。
2022年12月16日	同日の会議において、今後の作業スケジュールにつき、2023年2月初旬から中旬にかけてカリフォルニア州行政法制局(Office of Administrative Law、以下「OAL」)に提出する本規則の最終案を確定させる予定であること、同最終案がOALによって承認される場合には30営業日以内に承認されることから、最短であれば2023年4月に本規則が施行される見込みであることが説明された。
2023年2月3日	同日の会議において、本規則の最終案を全会一致で承認したと発表した。今後は、OALの審議を経て、承認されれば、2023年4月頃を目処に本規則が施行されることが考えられる。また、同日の会議においては、併せて①Cybersecurity Audits、②Risk Assessments、③Automated Decision-makingの3点に関しても、新たな規則を制定する目的でパブリックコメントを募集することが決定された。詳細は、数週間以内に公表される見込みとのことである。

### 3. 実務対応

まず、日系企業においては、自社及び自社グループが CPRA の適用スコープに含まれるのかを確認する必要がある。従前の CCPA 対応の際には、従業員の個人情報と B to B ビジネスの文脈で取得する個人情報の取扱いについて、一部対応が免除されていたが、CPRA においてはこれらの取扱いについても全般的な対応が必要である。そのため、従前は対応が不要と判断した企業においても対応が必要となり得ることに注意が必要である。

具体的な対応としては、プライバシーポリシーの策定・改訂、個人の権利行使のための体制整備、データの共有・売却に際しての契約締結等がある。これらの文書作成が注目されがちではあるものの、保持期間の設定・データ最小化原則等のデータの取扱いの実態を検討する必要がある項目や、センシティブデータの取扱いに関するルール等も導入されていることに注意が必要である。

また、CPRA 対応に際しては、日本法対応、GDPR 対応、CCPA/CPRA 対応、中国 PIPL 対応と、国ごとにプライバシーポリシーを作成し、管理することの限界を感じている担当者も少なくないだろう。この点については、グローバル対応のプライバシーポリシーの整備によって解決できるため、CPRA 対応の際には合わせて検討することも考えられる。グローバル対応のプライバシーポリシーについては、公表例も増えてきているが、実際の策定に当たっては、従前日本法対応としてどのような開示を行ってきたか、プライバシーポリシーが取り扱うスコープや他の通知等との関係、国別対応のアデンダムのスコープ等について、各社事情が異なることに注意が必要である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 